

地域特産品創出事業補助金 実施要領

制 定 令和5年5月16日
令和6年4月19日

第1 趣旨

地域特産品創出事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の規定に基づき、地域特産品創出事業補助金の実施について、必要な事項を定める。

第2 事業内容

事業の内容は、要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の（１）から（４）の要件を全て満たすものであること。

（１）福島県内に本拠を置き、以下のア、イいずれかの要件を満たす者

ア 工芸品・繊維・木工・クラフト製品又は加工食品の製造事業者を２者以上含む、団体（任意団体を含む）等。ただし、その地域に製造事業者が１者しかいない場合はその限りではない。

イ アに挙げる製品を管轄する市町村

（２）応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とする。

（３）自らが販路を開拓し、または販路の拡大により、本事業を活用して生産される特産品等の安定した販売が見込まれる者

（４）本事業により創出される特産品を、PR事業（アンテナショップでの販売やメディアでの広告紹介等を予定）にて活用することを希望する者

第3 各種助成金との併給調整

行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、本事業の支援対象としないものとする。ただし、他の補助事業の補助対象経費と非補助対象経費が明確に切り分けられ、且つ本事業の対象である場合には、当該非補助対象経費については支援の対象とすることができる。

第4 補助内容

1 補助対象事業

補助対象経費が2,000千円以上であり、かつ、次の（１）・（２）いずれか、又は双方にかかる事業とする。

（１）商品開発

ア 新商品の開発（試作・デザイン研究開発等を含む）

イ 既存技術を活用した新商品等の開発・改良

（２）販路開拓

ア 展示会等への出展

イ 販路開拓のための広報

ウ その他、販路開拓に寄与する事業

2 補助対象期間

補助決定日から令和7年1月末日（期間内に事業を終了（支払を含む）すること。）

3 補助率等

補助対象経費の4分の3以内の額とし、補助上限額は2,000千円とする。ただし、小数点以下は切り捨てとする。

4 補助対象経費について

旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、負担金

第5 その他

この要領に定めるもののほか、事業の執行に関し必要な事項については、県との協議により決定すること。

附 則

この要領は、令和5年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月19日から施行する。